



福岡県医発第2016号（地）

平成22年 2月 5日

各医師会長 殿

福岡県医師会

会長 横倉 義武

（公印省略）

療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求に関する省令
の一部を改正する省令に係るパンフレット等の送付について

時下 ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、平成21年11月25日付請求省令の改正が行われ、療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求は電子レセプト請求（オンライン請求又は電子媒体による請求）によるものとなりました。経過措置期間（平成22年6月30日）終了後、平成22年7月診療分（8月請求分）からは電子レセプト請求を行うこととされております。

ただし、免除又は猶予の要件に該当する場合には、免除又は猶予届を平成22年3月31日までに届出が必要です。

今般、厚生労働省によりパンフレットが作成され、別紙のとおり社会保険診療報酬支払基金及び国民健康保険団体連合会より各保険医療機関（紙請求のみ）へ通知されますので、貴会におかれましても、ご丁知いただきますようお願い申し上げます。

小郡三井医師会より

医療保険担当理事 毛利康茂
医療保険副担当理事 島田昇二郎
会長 丸山 泉

平成22年2月2日

福岡県医師会 御中

福岡県社会保険診療報酬支払基金

平素、支払基金の業務運営につきましては、格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、平成21年11月に請求省令の改正が行われ、経過措置終了後の費用の請求はオンライン請求又は電子媒体による請求（以下「電子レセプト請求」という。）によるものとなりました。

また、手書きによる場合やレセコン購入等により、電子レセプト請求が免除又は猶予等についても認められることになりました。

このことに伴い、厚生労働省において別添のとおり電子レセプト請求のための届出書及び免除・猶予の届出書も含めたパンフレットを作成しましたので、支払基金から各保険医療機関に送付されたい旨の依頼があったところであります。

つきましては、別添パンフレット等を2月及び3月上旬に各保険医療機関に送付する予定としておりますので、ご理解をお願い申し上げます。

なお、本件につきましては、日本医師会に対して厚生労働省から了承を得ていることを申し添えます。



平成 22 年 2 月 4 日

保険医療機関・保険薬局 各位

福岡県社会保険診療報酬支払基金

平素、支払基金の業務運営につきましては、格別のご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、平成 21 年 11 月に請求省令の改正が行われ、経過措置終了後の費用の請求はオンライン請求又は電子媒体による請求（以下「電子レセプト請求」という。）によるものとなりました。

また、手書きによる場合やレセコン購入等により、電子レセプト請求が免除又は猶予等についても認められることになりました。

つきましては、厚生労働省において別添のとおり電子レセプト請求のための届出書及び免除・猶予の届出書も含めたパンフレットを作成しましたので、送付いたします。

なお、免除・猶予に該当する場合は、既に受付を開始していますので、福岡県の支払基金及び国保連合会に早めの提出をお願いします。（両者の審査支払機関に提出が必要です。）

おって、この文書及びパンフレットは、平成 22 年 1 月末現在において電子レセプトとなっていない医療機関等で、電子レセプト請求の届出書又は免除・猶予届出書を提出されていない医療機関等に送付していますので、既に提出されている場合はご要赦願います。

各 保険医療機関 御中

福岡県国民健康保険団体連合会

療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求に関する省令
の一部を改正する省令に係るパンフレット等の送付について

平素は本会の業務運営につきまして、格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

標記につきまして、平成 21 年 11 月 25 日付請求省令の改正により、療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求は電子レセプト請求（オンライン請求又は電子媒体による請求）によるものとなりました。経過措置期間（平成 22 年 6 月 30 日）終了後、平成 22 年 7 月診療分（8 月請求分）からは電子レセプト請求を行う必要があります。

ただし、免除又は猶予の要件に該当する場合には、届出を行うことにより電子レセプト請求が免除又は猶予となります。（詳しくは別添のパンフレットを参照下さい。）免除又は猶予届の提出期限が平成 22 年 3 月 31 日まで（「電子レセプトによる請求が特に困難な場合」を除く）となっておりますので、該当する場合はお早めに提出をお願い致します。

なお、本状と行き違いに各種届を提出頂いておりましたらご容赦下さい。

記

送付内訳

- ・ 請求省令改正に係るパンフレット
- ・ 電子情報処理組織の使用による費用の請求に関する届出（オンライン届）
- ・ 光ディスク等を用いた費用の請求に関する届出（レセ電届）
- ・ 免除・猶予届出（様式第 1 号～5 号）

以上

本件に関する問合せ先

審査管理部 審査管理課

TEL 092-642-7837

保険医療機関・保険薬局の皆様へ

費用の請求は、**電子レセプト請求（オンライン請求又は電子媒体による請求）**によるものとなりました。

経過措置（裏面最下部）の期間終了後は、電子レセプト請求を行う必要があります。

ただし、次のⅠ又はⅡに該当する場合は、電子レセプト請求が**免除又は猶予**となります。

免除・猶予を受けるためには、届出の必要があります。受付は既に開始していますので、該当する場合は**審査支払機関（支払基金及び国保連の両方）**に早めに提出をお願い致します。

【各種届出様式】支払基金ホームページ（<http://www.ssk.or.jp>）、国保中央会ホームページ（<http://www.kokuho.or.jp>）からダウンロードできます。支払基金支部、国保連にも様式があります。

平成 21 年 5 月 29 日から平成 22 年 3 月 31 日までに電子レセプト請求に必要なレセコン及びソフトウェアの購入の契約をした場合には、実際の納品が 4 月になっても補助金が交付されます。詳しくは、支払基金のホームページをご覧ください。

電子レセプト請求

オンライン届①及び②、レセ電届のいずれかを提出

【Ⅰ 免除該当】

① レセコン未使用（手書き）

様式第 1 号
（手書き免除届）

レセコン未使用（手書き）の保険医療機関等は、審査支払機関（支払基金及び国保連）に免除届を期限までに提出することで、電子レセプト請求が免除となり、書面による請求を行うことができます。ただし、電子レセプト請求を行うことができるように努めることとされています。

対象保険医療機関等	免除届提出期限
医科病院・診療所	平成 22 年 3 月 31 日
歯科病院・診療所	平成 22 年 12 月 31 日
薬局	

注 現在レセコンを使用している医療機関等も届出を行い、手書きレセプトに移行することもできます。

様式第 5 号
（書面請求（新規）免除届）

② 常勤の保険医・保険薬剤師が全員 65 歳以上

〔病院及び既電子レセプト請求診療所・薬局を除く〕

様式第 2 号
（65 歳以上免除届）

レセコン（既電子レセプト請求を除く）使用又はレセコン未使用（手書き）の保険医療機関等（病院を除く）で、常勤の保険医・保険薬剤師が基準日において全員 65 歳以上の場合は、審査支払機関に免除届を期限までに提出することで、電子レセプト請求が免除となり、書面による請求を行うことができます。（下表の対象生年月日は請求省令に規定された「基準日」において 65 歳以上となる者です。）

対象保険医療機関等	対象生年月日（基準日）	免除届提出期限
レセコン使用の医科診療所	昭和 20 年 7 月 2 日以前に生まれた者 （平成 22 年 7 月 1 日）	平成 22 年 3 月 31 日
レセコン使用の歯科診療所	昭和 21 年 4 月 2 日以前に生まれた者 （平成 23 年 4 月 1 日）	平成 22 年 12 月 31 日
レセコン未使用（手書き）診療所又は薬局	昭和 21 年 4 月 2 日以前に生まれた者 （平成 23 年 4 月 1 日）	平成 22 年 12 月 31 日

※ 65 歳未満の者が常勤となった場合は、その者に係る登録情報を速やかに審査支払機関に届け出る必要があります。その場合、届出月及びその翌月に限り書面による請求を行うことができます。

様式第 2 号
（65 歳以上免除届）

【Ⅱ 猶予該当】

① レセコンの購入から5年(保守管理契約(延長含む)中)

～最大平成27年3月31日まで猶予～

様式第3号
購入・リース猶予届

平成21年11月25日以前に購入したレセコンについて、減価償却期間である5年間を経過するまでの間（減価償却期間後であっても当該レセコンの保守管理契約中（平成21年11月26日以降の延長を含む）の間）は、審査支払機関に猶予届を期限までに提出することで、電子レセプト請求が猶予となり、書面による請求を行うことができます。

対象保険医療機関等	猶予期間	猶予届提出期限
医科病院・診療所(※)	購入した日から5年を経過した日（又は保守管理契約の終了の日）	平成22年3月31日
歯科病院・診療所	が属する月の末日又は平成27年3月31日のいずれか早い日	平成22年12月31日

※ 400床未満のレセスタに対応しているレセコンを使用している病院については、対象外となります。

◎ 猶予期間終了日の翌月診療分から電子レセプト請求となります。

② レセコンのリース契約(延長含む)中

～最大平成27年3月31日まで猶予～

様式第3号
購入・リース猶予届

平成21年11月25日以前にレセコンをリース契約（平成21年11月26日以降の延長を含む）している場合は、審査支払機関に猶予届を期限までに提出することで、電子レセプト請求が猶予となり、書面による請求を行うことができます。再リースによりリース契約を延長した場合は、届出が必要となります。

対象保険医療機関等	猶予期間	猶予届提出期限
医科病院・診療所(※)	当該レセコンのリース契約終了日（延長契約の終了日）又は平成27年3月31日のいずれか早い日	平成22年3月31日
歯科病院・診療所		平成22年12月31日

※ 400床未満のレセスタに対応しているレセコンを使用している病院については、対象外となります。

◎ 猶予期間終了日の翌月診療分から電子レセプト請求となります。

③ 電子レセプトによる請求が特に困難な場合

様式第4号
(個別事情猶予届)

下表の区分に該当する場合は、その旨をあらかじめ（原則、請求日の1か月前に）審査支払機関に猶予届を提出することで、電子レセプト請求が猶予となり、書面による請求を行うことができます。（1・2・5については、やむを得ない場合、書面による請求時の届出も可）

1 電気通信回線設備に障害が発生した場合
2 レセコンの販売又はリース業者との間で電子媒体による請求に係る契約を締結しているが、導入等に係る作業が完了していない場合
3 改築工事中又は臨時的施設で診療（調剤）を行っている場合
4 廃止又は休止に関する計画を定めている場合
5 その他電子レセプト請求を行うことに、特に困難な事情がある場合

【経過措置】

下表の経過措置期限以降は、前述のⅠ又はⅡの免除又は猶予に該当しない限り、電子レセプト請求を行う必要があります。

対象保険医療機関等	経過措置期限（電子レセプト請求開始月）
レセコン使用の医科病院・診療所	平成22年6月30日（平成22年7月診療分から）
レセコン使用の歯科病院・診療所	平成23年3月31日（平成23年4月診療分から）

本医療機関（薬局）は、「療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求に関する省令」附則第五条の規定に基づき下記のとおり届け出ます。

附則第五条

請求省令第五条第一項（※1）の規定の適用を受けようとする保険医療機関又は保険薬局であって、平成21年11月26日（請求省令の改正日）において書面による請求を行っているものは、次の期限（※2）までに届出書を届け出るものとする。

※1：レセプトコンピュータを使用していない保険医療機関又は保険薬局は、書面による請求を行うことができる。

※2：医科病院、医科診療所…平成22年3月31日まで、歯科病院、歯科診療所、薬局…平成22年12月31日まで

平成 年 月 日

住 所

（ 審 査 支 払 機 関 名 ） 御 中

開 設 者

氏 名



① 区分	(医科病院 ・ 医科診療所 ・ 歯科病院 ・ 歯科診療所 ・ 薬局)									
② 医療機関(薬局)コード							③ 電話番号			
④ 保険医療機関(薬局)名							⑤ 郵便番号			—
⑥ 保険医療機関(薬局)所在地									※ 受付印	
⑦ 備 考										

【記入に当たっての説明】

ア. ①欄は、貴医療機関（薬局）の該当区分に○印を付けること。

イ. ②から⑥欄は、保険医療機関・保険薬局指定申請書により届け出た記載内容を記入すること。

本医療機関（薬局）は、「療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求に関する省令」第六条第二項又は第六条第三項の規定に基づき、下記のとおり届け出ます。

第六条第二項 《免除該当》

請求省令第六条第一項（※1）の規定により、届出を行おうとする保険医療機関又は保険薬局のうち次に該当（※2）する場合は、次の期限（※2）までに届け出るものとする。

※1：保険医療機関である診療所又は保険薬局（レセプトコンピュータを使用している診療所又は保険薬局であって、電子情報処理組織の使用による請求又は光ディスク等を用いた請求を行える体制を有するものを除く。）のうち、次に掲げる区分の日において診療又は調剤に従事する常勤の保険医又は保険薬剤師の年齢が満65歳以上のもの

●レセプトコンピュータを使用している 薬局…平成21年4月1日、医科診療所…平成22年7月1日、歯科診療所…平成23年4月1日

●レセプトコンピュータを使用していない 診療所又は薬局…平成23年4月1日

※2：●レセプトコンピュータを使用している 薬局…平成21年12月10日、医科診療所…平成22年3月31日、歯科診療所…平成22年12月31日

●レセプトコンピュータを使用していない 診療所又は薬局…平成22年12月31日

第六条第三項 《免除非該当》

第六条第一項に該当していた保険医療機関である診療所又は保険薬局において、上記区分の日における年齢が65歳未満である常勤の保険医又は保険薬剤師が新たに従事することとなった場合

平成 年 月 日

住所

（審査支払機関名） 御中

開設者

氏名



① 該当内容・区分	免除（該当・非該当）		（医科診療所・歯科診療所・薬局）	
② 医療機関（薬局）コード			③ 電話番号	
④ 保険医療機関（薬局）名			⑤ 郵便番号	
⑥ 保険医療機関（薬局）所在地				
⑦ 免除に該当する診療所又は保険薬局の常勤の保険医又は保険薬剤師の人数・生年月日（全員分記載） ※欄が足りない場合は、備考欄に記載すること	常勤人数	大・昭	年	月 日
		大・昭	年	月 日
		大・昭	年	月 日
⑧ ⑦欄の確認にあたって、添付書類のみで確認できなかった場合は、 地方厚生（支）局に確認を行うことについての同意		同意（する・しない）		
⑨ 備考				

※ 受付印

【記入に当たっての説明】

- ア. ①欄は、貴医療機関（薬局）の該当内容及びの該当区分に○印を付けること。
- イ. ②から⑥欄は、保険医療機関・保険薬局指定申請書により届け出た記載内容を記入すること。
- ウ. ⑦欄は、貴医療機関（薬局）で従事する常勤の保険医又は保険薬剤師全員分の生年月日を記入すること。
- エ. ⑧欄は、地方厚生（支）局に確認を行うことに同意するか否か該当するものに○印を付けること。
なお、同意「しない」に○を付けられる際には、記入内容を確認できなかったり、書類不備があった場合に届出書の再提出や添付書類の追加提出などを求められることとなりますので、ご承知願います。
（届出書の確認事務の効率化のため、なるべく同意いただきますようお願いいたします。）

【添付書類の説明】

- ・免除に該当する診療所又は保険薬局は下記ア、イの書類を必ず添付すること。
- ・なお、書類漏れ等の不備がある場合は、届出書を返戻させていただく場合があります。

ア. ⑦欄に記入する生年月日を確認できる書類（医師（薬剤師）免許証の写し等）

イ. 貴医療機関（薬局）における常勤医師（薬剤師）の構成が確認できる書類（届出書に記入されている常勤医師（薬剤師）について地方厚生（支）局に届け出ている保険医療機関・保険薬局指定申請書の写し等）

※保険医療機関・保険薬局指定申請書などの確認できる書類を添付できない場合は、添付できない理由書を必ず添付し、⑧欄に必ず同意をしてください。

（常勤医師（薬剤師）の構成を確認できない場合、免除の対象とならない可能性がありますので、留意願います。）

本医療機関（薬局）は、「療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求に関する省令」附則第四条第二項の規定（※）に基づき、附則第四条第二項の表中第一号又は第二号に掲げる保険医療機関・保険薬局に該当するため、下記のとおり届け出ます。

※ 附則第四条第二項

次の①に該当する病院若しくは診療所又は薬局において、②の日の3か月前の日までに、③又は④に該当する旨を審査支払機関に届け出たものは、⑤の日までの間は、書面による請求を行うことができる。

①レセプトコンピュータを使用している病院若しくは診療所又は薬局（電子情報処理組織の使用による請求又は光ディスク等を用いた請求を行える体制を有しない病院若しくは診療所又は薬局に限り、かつ薬局にあっては、平成20年4月1日から平成21年3月31日までの間における請求件数が1,200件以下に限る）

② ●薬局は平成21年3月31日、●病院・診療所（歯科に係るものを除く）は平成22年6月30日、●病院・診療所（歯科に係るものに限る）は平成23年3月31日

③附則第四条第二項表中第一号

自ら購入したレセプトコンピュータ（平成21年11月25日以前に購入）であり、購入した日から5年（保守管理契約（平成21年11月26日以降に延長されたものも含む。）を締結している場合はその契約の終了日）を経過した日が電子媒体又はオンライン請求への移行期限（*）以降である場合

④附則第四条第二項表中第二号

レセプトコンピュータをリース契約（平成21年11月25日以前に締結したもの。同年11月26日以降に延長したものも含む。）したものであり、当該リース契約の終了の日が電子媒体又はオンライン請求への移行期限（*）以降である場合

⑤猶予期間

●購入した日（又はリース契約終了の日）の属する月の末日又は平成27年3月31日（薬局の場合は平成23年3月31日）のいずれか早い日

* 薬局は平成21年4月1日以降、●病院又は診療所（医科に限る）は平成22年7月1日以降、●病院又は診療所（歯科に限る）は平成23年4月1日以降

平成 年 月 日

（審査支払機関名） 御中

住 所

開設者

氏 名



① レセコン契約・区分	(購 入 ・ リ ー ス) 契 約		(医科病院・医科診療所・歯科病院・歯科診療所・薬局)	
② 医療機関（薬局）コード			③ 電話番号	
④ 保険医療機関（薬局）名			⑤ 郵便番号	
⑥ 保険医療機関（薬局）所在地				
⑦ 保険薬局の場合、平成20年4月1日から平成21年3月31日までの間における請求件数	件	(支払基金分 件)	(国保連合会分 件)	※ 受付印
⑧ レセコンを購入契約している場合、 購入年月日及び保守管理契約終了年月日	(購 入 年 月 日)	平成 年 月 日	(保守管理契約終了年月日)	平成 年 月 日
⑨ レセコンをリース契約している場合、 レセコンのリース期間の始期及び終期	平成 年 月 日	～	年 月 日	
⑩ レセコンのソフトメーカー名及びプログラム名称	(メーカー名) (プログラム名称)			
⑪ 備 考				

【記入に当たっての説明】

- ア. ①欄は、貴医療機関（薬局）のレセコンの契約形態及び該当する区分に○印を付けること。
- イ. ②から⑥欄は、保険医療機関届・保険薬局指定申請書により届け出た記載内容を記入すること。
- ウ. ⑦欄は、貴薬局における当該期間の請求件数を記入すること。
また、当該件数の内訳（社会保険診療報酬支払基金及び国民健康保険団体連合会に提出した件数）も記入。
- エ. ⑧欄は、貴医療機関（薬局）において現在使用しているレセコンを購入した年月日及びそのレセコンの保守管理が終了する年月日を記入すること。
- オ. ⑨欄は、貴医療機関（薬局）において現在使用しているレセコンのリース期間の始期及び終期の年月日を記入すること。
- カ. ⑩欄は、ソフトメーカー名はレセコンのソフトメーカー名又はプログラムの作成者の氏名を記入し、プログラム名称はレセコンのソフトの名称及びシリーズ名を記入すること。

【添付書類の説明】

- ・レセコンを購入契約している保険医療機関又は保険薬局は、下記のア及びウの書類を必ず添付すること。
- ・レセコンをリース契約している保険医療機関又は保険薬局は、下記のイ及びウの書類を必ず添付すること。
- ・なお、書類漏れ等の不備がある場合は、届出書を返戻させていただく場合があります。

ア. 現在使用しているレセコンの購入年月日及び保守管理終了年月日を確認できる書類

イ. 現在使用しているレセコンのリース期間の始期及び終期を確認できる書類

ウ. 現在使用しているレセコンのソフトメーカー名又はプログラムの作成者の氏名、レセコンのソフトの名称及びシリーズ名を確認できる書類

【留意事項】

本届出書提出後、リース契約又は保守管理契約の延長を行った場合は、再度届出が必要となりますので、忘れずに届出してくださいよう、よろしくお願いします。

本医療機関（薬局）は、「療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求に関する省令」附則第四条第五項の規定（※）に基づき、附則第四条第五項第一号から第五号のいずれかに該当する保険医療機関・保険薬局であるため、下記のとおり届け出ます。

※ 附則第四条第五項

保険医療機関又は保険薬局のうち、次の各号に掲げるものに該当する旨をあらかじめ審査支払機関に届け出たものは、書面による請求を行うことができる。

●附則第四条第五項第一号（一号該当）

電気通信回線設備の機能に障害が生じた保険医療機関又は保険薬局であって、当該障害が生じている間、電子情報処理組織の使用による請求ができないもの

●附則第四条第五項第二号（二号該当）

レセプトコンピュータの販売又はリースの事業者との間で光ディスク等を用いた請求に係る設備の設置又はソフトウェアの導入に係る契約を締結している保険医療機関又は保険薬局であって、当該設置又は導入に係る作業が完了しておらず、完了するまでの間、光ディスク等を用いた請求ができないもの

●附則第四条第五項第三号（三号該当）

改築のための工事中である施設又は臨時の施設において診療又は調剤を行っている保険医療機関又は保険薬局であって、当該施設において診療又は調剤を行っている間、電子情報処理組織の使用による請求又は光ディスク等を用いた請求ができないもの

●附則第四条第五項第四号（四号該当）

廃止又は休止に関する計画を定めている保険医療機関又は保険薬局であって、廃止又は休止までの間、電子情報処理組織の使用による請求又は光ディスク等を用いた請求ができないもの

●附則第四条第五項第五号（五号該当）

その他電子情報処理組織の使用による請求又は光ディスク等を用いた請求を行うことが特に困難な事情がある保険医療機関又は保険薬局

平成 年 月 日

住所

（審査支払機関名） 御中

開設者

氏名



① 該当号 ・ 区分	(一 号 ・ 二 号 ・ 三 号 ・ 四 号 ・ 五 号) 該 当		(医科病院・医科診療所・歯科病院・歯科診療所・薬局)	
② 医療機関（薬局）コード		③ 電話番号		
④ 保険医療機関（薬局）名		⑤ 郵便番号		
⑥ 保険医療機関（薬局）所在地				
⑦ 一号に該当する場合、回線機能障害理由				※ 受付印
⑧ 二号に該当する場合、レセプトコンピュータの販売又はリースの事業者及び電気通信事業者との契約日及び作業完了予定日	事業者との契約日	平成	年	月 日
	作業完了予定日	平成	年	月 日
⑨ 三号に該当する場合、工事開始日又は臨時施設利用開始日及び終了予定日	工事又は臨時施設開始日	平成	年	月 日
	工事又は臨時施設終了予定日	平成	年	月 日
⑩ 四号に該当する場合、廃止又は休止予定日	廃止又は休止予定日	平成	年	月 日
⑪ 五号に該当する場合、特に困難な事情の内容				
⑫ 備 考				

【記入に当たっての説明】

- ア. ①欄は、貴医療機関（薬局）の附則第四条第五項第一号から第五号のいずれか該当する号及び該当する区分に○印を付けること。
- イ. ②から⑥欄は、保険医療機関届・保険薬局指定申請書により届け出た記載内容を記入すること。
- ウ. ⑦欄は、電気通信回線設備の機能障害により電子情報処理組織の使用による請求を行うことができなくなった理由を記入すること。ただし、その理由の判明が当該届出書を届出するまでに判明できない場合は、その旨を記入し、後日理由を提出すること。
- エ. ⑧欄は、当該事業者との契約日及び作業完了予定日を記入すること。
- オ. ⑨欄は、工事開始日又は臨時施設利用開始日及び終了予定日を記入すること。
- カ. ⑩欄は、廃止又は休止計画をしている予定日を記入すること。
- キ. ⑪欄は、電子情報処理組織の使用による請求又は光ディスク等を用いた請求を行うことが困難である内容を記入すること。ただし、恣意的な理由による内容は認められないので、注意すること。

【添付書類の説明】

- ・それぞれ該当する書類を必ず添付すること。
- ・ただし、下記ア、イ、オについて、当該届出書と同時に書類を添付できないやむを得ない事情がある場合は、その旨を記入し、後日提出すること。
- ・なお、書類漏れ等の不備がある場合は、届出書を返戻させていただく場合があります。

- ア. 一号に該当する場合、⑦欄に記入する理由を確認できる書類又は証明書
- イ. 二号に該当する場合、事業者との契約書の写しなど契約期間を証明できる書類
- ウ. 三号に該当する場合、改築などの工事の場合はその業者との契約書の写し、臨時施設利用の場合はその施設利用の契約書の写しなど、これらを証明できる書類
- エ. 四号に該当する場合、廃止又は休止年月日を確認できる保険医療機関（保険薬局）廃止・休止・再開届の写しなど証明できる書類
- オ. 五号に該当する場合、困難な事情を確認できる書類がある場合はその書類

書面請求(新規)免除届

請求省令第七条第一項による書面による請求の開始届出書

本医療機関（薬局）は、「療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求に関する省令」第七条第一項に基づき下記のとおり届け出ます。

第七条第一項

保険医療機関又は保険薬局は、書面による請求を始めようとするときは、あらかじめ、その旨を当該請求に係る審査支払機関に届け出なければならない。

次のいずれかに該当する保険医療機関又は保険薬局が対象。

- ・レセプトコンピュータを使用していない保険医療機関又は保険薬局であって、書面による請求方法を平成21年11月26日（請求省令改正の施行日）後に新たに開始しようとする場合（請求省令第五条第一項該当）
- ・保険医療機関である診療所又は保険薬局において、診療又は調剤に従事する常勤の保険医又は保険薬剤師の年齢が満65歳以上のものであり、レセプトコンピュータを使用して書面による請求を新たに開始しようとする場合（請求省令第六条第一項該当）

平成 年 月 日

住 所

（ 審 査 支 払 機 関 名 ） 御 中

開 設 者

氏 名



① 該当条 ・ 区分	(五 条 ・ 六 条) 要 件 該 当		医科病院・医科診療所・歯科病院・歯科診療所・薬局			
② 医療機関(薬局)コード					③ 電話番号	
④ 保険医療機関(薬局)名					⑤ 郵便番号	—
⑥ 保険医療機関(薬局)所在地						※ 受付印
⑦ 書面による請求開始予定年月			平 成	年	月	予 定
⑧ 六条要件に該当する診療所又は保険薬局の常勤の保険医 又は保険薬剤師の人数・生年月日(全員分記載) ※欄が足りない場合は、備考欄に記載すること		常勤人数	大・昭	年	月	日
			大・昭	年	月	日
			大・昭	年	月	日
⑨ ⑧欄の確認にあたって、添付書類のみで確認できなかった場合は、 地方厚生(支)局に確認を行うことについての同意			同意 (する ・ しない)			
⑩ 備 考						

【記入に当たっての説明】

- ア. ①欄は、貴医療機関（薬局）の該当する要件及び該当区分に○印を付けること。
- イ. ②から⑥欄は、保険医療機関・保険薬局指定申請書により届け出た記載内容を記入すること。
- ウ. ⑦欄は、書面による請求を開始する請求予定年月を記入すること。
- エ. ⑧欄は、貴医療機関（薬局）で従事する常勤の保険医又は保険薬剤師全員分の生年月日を記入すること。
- オ. ⑨欄は、地方厚生（支）局に確認を行うことに同意するか否か該当するものに○印を付けること。
なお、同意「しない」に○を付けられる際には、記入内容を確認できなかったり、書類不備があった場合に届出書の再提出や添付書類の追加提出などを求められることとなりますので、ご承知願います。
（届出書の確認事務の効率化のため、なるべく同意いただきますようお願いいたします。）

【添付書類の説明】

- ・六条要件に該当する診療所又は保険薬局は下記ア、イの書類を必ず添付すること。
- ・なお、書類漏れ等の不備がある場合は、届出書を返戻させていただく場合があります。

ア. ⑧欄に記入する生年月日を確認できる書類（医師（薬剤師）免許証の写し等）

イ. 貴医療機関（薬局）における常勤医師（薬剤師）の構成が確認できる書類（届出書に記入されている常勤医師（薬剤師）について地方厚生（支）局に届け出ている保険医療機関・保険薬局指定申請書の写し等）

※保険医療機関・保険薬局指定申請書などの確認できる書類を添付できない場合は、添付できない理由書を必ず添付し、⑨欄に必ず同意をしてください。

（常勤医師（薬剤師）の構成を確認できない場合、免除の対象とならない可能性がありますので、留意願います。）

レセ電届

光ディスク等を用いた費用の請求に関する届出

厚生労働大臣の定める方式に従って記録した厚生労働大臣の定める規格に適合する光ディスク等を用いた
 費用の請求を 開始 することに、
 変更 するに、
 「療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求に関する省令」の
 規定に基づき届け出ます。

平成 年 月 日

住所

(審査支払機関名)

御中

開設者

氏名

印

医療機関（薬局）コード							点数表区分	医 科 ・ D P C ・ 歯 科 ・ 調 剤
保険医療機関（薬局）名							電話番号	
保険医療機関（薬局）所在地							郵便番号	
プログラム名称								
ソフトメーカー名 (プログラムの作成者の氏名)								
請求開始・変更年月	平成 年 月 請求分から							※ 受付印
電子媒体	F D		M O			C D - R		
記録形式	M S - D O S / C S V 形式							
備 考								

作成要領

- 1 この様式は、光ディスク等を用いた費用の請求を開始又は変更しようとするとき、保険医療機関（薬局）の所在する審査支払機関に医科、D P C、歯科及び調剤別に作成し提出する。
- 2 光ディスク等を用いた費用の請求を開始又は変更しようとするとき、その別を○で囲む。
- 3 「点数表区分」欄には、医科、D P C、歯科及び調剤の別を○で囲む。
- 4 「医療機関（薬局）コード」、「保険医療機関（薬局）名」、「電話番号」、「保険医療機関（薬局）所在地」及び「郵便番号」欄には、保険医療機関届で届け出た記載内容を記入する。
- 5 「プログラム名称」欄には、ソフトの名称及びシリーズ名を記入する。
- 6 「ソフトメーカー名」欄には、ソフトメーカー名又はプログラムの作成者の氏名を記入する。
- 7 「請求開始・変更年月」欄には、光ディスク等を用いた費用の請求を開始又は変更しようとするときに、当該診療（調剤）報酬の請求年月を記入する。
- 8 「電子媒体」欄には、記録する電子媒体を○で囲む。

オンライン届

電子情報処理組織の使用による費用の請求に関する届出

電子計算機を使用して厚生労働大臣の定める方式に従って電子情報処理組織の使用による費用の請求を（ 開始 ・ 変更 ）することに関し、「療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求に関する省令」の規定に基づき届け出ます。

なお、審査支払機関のオンライン請求システム利用規約に同意します。

平成 年 月 日

住所

（審査支払機関名）

御中

開設者

氏名



医療機関（薬局）コード							点数表区分	医科・DPC・歯科・調剤					
保険医療機関（薬局）名							電話番号						
保険医療機関（薬局）所在地							郵便番号	 — 					
レセコンのプログラム名称							請求開始・変更年月	平成 年 月請求分から					
レセコンのソフトメーカー名 （プログラムの作成者の氏名）							パソコンの基本ソフト（OS） ・ブラウザ						
オンライン請求システムに係る安全対策の規程（セキュリティ・ポリシー）	有 無												
電気通信回線	IP・VPN接続		ISDN ダイヤルアップ接続 (— —)			インターネット接続 IPsec+IKE提供事業者名 ()			※受付印				
確認試験の実施	有 無												
備考													

作成要領

- 1 この様式は、保険医療機関等が電子情報処理組織の使用による費用の請求を開始又は使用しているプログラム等を変更する場合、審査支払機関に医科、D P C、歯科及び調剤別に作成し提出する。
- 2 電子情報処理組織の使用による費用の請求を開始又は変更しようとするとき、その別を○で囲む。
- 3 「点数表区分」欄には、医科、D P C、歯科及び調剤の別を○で囲む。
- 4 「医療機関（薬局）コード」、「保険医療機関（薬局）名」、「電話番号」、「保険医療機関（薬局）所在地」及び「郵便番号」欄には、保険医療機関届で届け出た記載内容を記入する。
- 5 「レセコンのプログラム名称」欄には、レセコンのソフトの名称及びシリーズ名を記入する。
- 6 「レセコンのソフトメーカー名」欄には、レセコンのソフトメーカー名又はプログラムの作成者の氏名を記入する。
- 7 「請求開始・変更年月」欄には、電子情報処理組織の使用による費用の請求を開始又は変更しようとするときに、当該診療（調剤）報酬の請求年月を記入する。
- 8 「パソコンの基本ソフト（OS）・ブラウザ」欄には、オンライン請求システムの送信機器の基本ソフト名及びブラウザ名を記入する。

《記載例》

OS：ウィンドウズ Vista ブラウザ：インターネットエクスプローラ 7

- 9 「オンライン請求システムに係る安全対策の規程（セキュリティ・ポリシー）」欄の有・無を○で囲む。
- 10 「電気通信回線」欄には、電気通信回線への接続方法がI P - V P N接続、ダイヤルアップ接続または、インターネット接続（I P sec+I K E）（I P sec（I E T F { I n t e r n e t E n g i n e e r i n g T a s k F o r c e } において標準とされた、I P { I n t e r n e t P r o t o c o l } レベルの暗号化機能。認証や暗号のプロトコル、鍵交換のプロトコル、ヘッダー構造など複数のプロトコルの総称）と I K E { I n t e r n e t K e y E x c h a n g e ; I P s e c で用いるインターネット標準の鍵交換プロトコル）を組み合わせた接続）の別を○で囲む。

なお、ダイヤルアップ接続（I S D N）の場合は、専用電話番号、インターネット接続（I P sec と I K E を組み合わせた接続に限る。）の場合は、提供事業者名を記入する。

- 11 「確認試験の実施」欄の有・無を○で囲む。